

『図解 経営のしくみがわかる本』
 に関するお詫びと訂正

2022年9月に発行した『図解 経営のしくみがわかる本』の22ページおよび23ページに間違いがございました。正しくは、以下のとおり（下線部が訂正後の表記）です。お詫びして訂正します。

06

株式会社の「機関」には
 どんなものがあるか

監査役会・会計監査人・会計参与もある

株主総会、取締役、取締役会、監査役などを株式会社の「機関」といいます。株式会社の機関として、会社法が定めるものには、ほかに「監査役会」「会計監査人」「会計参与」もあります（委員会設置会社を除く④次項）。

監査役会とは、3人以上の監査役、半数以上が社外監査役で構成される機関です。

会計監査人は、決算書などの会計監査を行なう公認会計士または監査法人のことをいいます。

会計参与は、取締役と共同して決算書の作成や、備え置き、開示などを行なう会計の専門家（税理士・公認会計士）です。

公開会社・大会社は必要な機関が多くなる

これらの機関のなかには、会社が定款で決めて、任意で設置できるものもありますが、会社の規模などにより、会社法で設置が義務づけられているものもあります。

その基準は第一に、株式に譲渡制限を付けているかどうかです。株式は原則として、譲渡が自由なものですが、譲渡に会社の承認が必要という制限を付けることもできます。

この譲渡制限を全部または一部の株式に付けていない「公開会社」は、右の表のように設置が必要な機関が多くなります。

基準の第二は、会社の規模です。貸借対照表上の金額で見て、資本金5億円以上または負債200億円以上の「大会社」は、設置を義務づけられた機関が増えます。

22

MEMO

社外取締役：過去にも現在にも、その会社や子会社の代表取締役や業務執行取締役、執行役などでないものをいう（④94ページ）。



株式会社の「機関」のルール

（委員会設置会社を除く）

	非公開会社		公開会社		
	非大会社	大会社	非大会社	大会社	
株主総会	○	○	○	○	○=必須 ○=任意
取締役	○	○	○	○	
取締役会	○	○	○	○	
監査役	○(※)	○	○	○	
監査役会	○	○	○	○	
会計監査人	○	○	○	○	
会計参与	○	○	○	○	

(※) 取締役会を置いた場合は監査役会または会計参与が必須



Check

株式の全部または一部について譲渡制限がない株式を発行できると定款で定めている



Check

貸借対照表の資本金が5億円以上または負債が200億円以上

上の表を見るとわかるように、株式に譲渡制限を付けている非公開会社で、資本金5億円未満・負債200億円未満の非大会社では、設置義務がある機関は、株主総会と取締役だけです。

公開会社・大会社では設置義務のある機関が増え、公開会社で大会社だと、会計参与を除くすべて、株主総会・取締役・取締役会・監査役・監査役会・会計監査人の設置が必須になります。

23